

第2 難燃物焼却工程設備の プロセス系送排風機等の点検

仕様書

令和7年5月

1. 件名

第2難燃物焼却工程設備のプロセス系送排風機等の点検

2. 目的及び概要

本件は、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。） 核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部 プルトニウム廃棄物処理開発施設に設置されている第2難燃物焼却工程設備の送風機、排風機、ダイオキシン分解装置補助ファン、バルブ等について、今後も長期安定運転を継続していく観点から定期的な点検等を実施するものである。

3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム廃棄物処理開発施設指定場所

（空気送風機1台：非管理区域、他機器：管理区域）

4. 納期

令和8年3月31日

点検整備作業は、令和8年1月～3月に実施予定。詳細については別途調整する。

5. 作業内容

5.1 対象設備

(1) 第2難燃物焼却工程設備 排風機（A号機／B号機）・・・2台

- ① 型式：電業社機械製作所 $\phi 150/150$ 片吸込型8段ターボブロア
- ② 風量：730Nm³/h
- ③ 静圧差：3500mmAq
- ④ 回転数：2940rpm
- ⑤ 電動機：3相 200V、37kW、2P

(2) 第2難燃物焼却工程設備 空気送風機・・・1台

- ① 型式：電業社機械製作所 $\phi 150/80$ 片吸込型単段ラジアルブロア
- ② 風量：330Nm³/h
- ③ 静圧差：900mmAq
- ④ 回転数：2940rpm
- ⑤ 電動機：3相 200V、3.7kW、2P

(3) 第2難燃物焼却工程設備 ダイオキシン分解装置 補助ファン・・・1台

- ① 型式：朝日機工株式会社 $\phi 150$ RAB-L
- ② 風量：900Nm³/h
- ③ 静圧：850mmAq
- ④ 回転数：2936rpm
- ⑤ 電動機：3相 200V、11kW、2P

(4) 前処理工程設備 汚染検査フード用ブロワ・・・2台

- ① 型式：株式会社渡辺製作所 ドラム缶サーベイフード用排風機 No.3IT-SVM
- ② 風量：35m³/min

- ③ 静圧 : 65mmAq
- ④ 回転数 : 1500rpm
- ⑤ 電動機 : 200V、1.5kW、4P

(5) 排風機 A 入口遮断弁の仕様

- ① ITEM No. : AOV351
- ② メーカー : ㈱NBS
- ③ 弁本体部
呼び口径 : 150A、接続型式 : JIS10K、ウエハー 本体材質 : SCS16A、
型式・ボンネット型式
- ④ 駆動部
ユニパワー型式 : NC20S-FO、操作圧力 : 0.39MPaG
空気源低下時 : 弁開
- ⑤ 重量 : 約 42 kg

(6) 1 次 C/F 逆洗装置逆洗空気供給弁の仕様

- ① ITEM No. : SOV302
- ② メーカー : 三協
- ③ 弁本体部
型式 : S-K710-A0、呼び口径 : 15A、接続型式 : JIS10KRF、本体材質 : SCS13
流体 : 計装空気
- ④ 駆動部
通電時 : 開、圧力 (INLET/OUTLET) : 8/-0.1~5 kgf/cm²、本体耐圧 : 16 kgf/cm²
定格電流 : 2.2A
- ⑤ 重量 : 約 19 kg

(7) 2 次 C/F 逆洗装置逆洗空気供給弁の仕様

- ① ITEM No. : SOV322
- ② メーカー : 三協
- ③ 弁本体
型式 : S-K710-A0、呼び口径 : 15A、接続型式 : JIS10KRF、本体材質 : SCS13
流体 : 計装空気
- ④ 駆動部
通電時 : 開、圧力 (INLET/OUTLET) : 8/-0.1~5 kgf/cm²、本体耐圧 : 16 kgf/cm²
定格電流 : 2.2A
- ⑤ 重量 : 約 19 kg

5.2 作業内容及び方法等

5.2.1 送排風機等の点検

1) 作業内容

(1) 第 2 難燃物焼却工程設備 排風機 (A 号機)

取扱説明書に示す保守 (定期点検) の「保守点検要領」に従って、本体及びモーターの分解点検作業を実施すること。

- ・各部品の清掃、点検整備 (インペラ、シャフト、軸受・軸受箱、カップリング、ケーシング、ベース、ダンパ、基礎まわり)
- ・試運転

- ・電動機の固定子コイルの絶縁抵抗測定
- ・ブロワ用ベアリング、ケーシング用ガスケット、ベアリングカバーパッキン、ギアカップリング用 O リング、軸貫通部パッキン、モーター用ベアリング、潤滑油、グリスの交換

軸貫通パッキンの調整については、排風機運転時の漏れ込み量が、原子力機構が指示した値に収まるよう実施すること。

(2) 第 2 難燃物焼却工程設備 排風機 (B 号機)

取扱説明書に示す保守 (定期点検) の「保守点検要領」に従って、本体及びモーターの簡易点検作業を実施すること。

- ・各部品の清掃、点検整備 (シャフト、軸受・軸受箱、カップリング、ケーシング、ベース、ダンパ、基礎まわり)
- ・試運転
- ・電動機の固定子コイルの絶縁抵抗測定
- ・カップリング用 O リング、潤滑油、グリスの交換

軸貫通パッキンの調整については、排風機運転時の漏れ込み量が、原子力機構が指示した値に収まるよう実施すること。

(3) 第 2 難燃物焼却工程設備 空気送風機

空気送風機については取扱説明書に示す保守 (定期点検) の「保守点検要領」に従って、分解点検作業を実施すること。

- ・各部品の清掃、点検整備 (インペラ、モーターシャフト、ケーシング、ベース、基礎まわり)
- ・試運転
- ・軸貫通部パッキン、ケーシング用ガスケット、モーター用ベアリングの交換

(4) 第 2 難燃物焼却工程設備 ダイオキシン分解装置 補助ファン

取扱説明書に従って、簡易点検作業を実施すること。

- ・各部品の清掃、点検整備 (シャフト、軸受・軸受箱、カップリング、ケーシング、ベース (ケーシングと一体)、基礎まわり)
- ・試運転
- ・カップリング用ゴム、グリスの交換

(5) 前処理工程設備 汚染検査フード用ブロワ

取扱説明書に従って、簡易点検 (2 台) 作業を実施すること。

- ・V ベルト交換及び芯出し調整
- ・各部品の清掃、点検整備 (ケーシング、ベース、基礎まわり)
- ・試運転等
- ・潤滑油交換 (主軸受、モーター軸受)

(6) 排風機 A 入口遮断弁の更新

- ・5.1(5)に記載の自動弁もしくは同等品の自動弁に更新すること。
- ・自動弁の取扱い等について取扱説明書を参照のこと。
- ・高所作業の際は足場台使用もしくは足場を設置すること。
- ・重量物の取外し及び取付け等は、チェンブロック等を使用する。
- ・必要に応じて弁接続部の清掃を行う。

- ・外観点検により有害となる傷等がないことを確認すること。
- ・更新後、操作盤により「開」「閉」操作を数回繰り返し、正常に作動することを確認する。
- ・自動弁接続部の配管内部状況確認を原子力機構指示のもと実施する。
- ・運転状態において各部からの漏えいがないことを確認する。
- ・自動弁電源供給部の絶縁抵抗測定を行う。
- ・交換品については、図面、取扱説明書、検査成績書を提出すること。

(7) プロセス系自動弁(1次 C/F 逆洗装置逆洗空気供給弁及び 2 次 C/F 逆洗装置逆洗空気供給弁)の分解点検

- ・各自動弁の取扱い等については取扱説明書を参照のこと。
- ・重量物の取外し及び取付け等は、チェーンブロック等を使用する。
- ・自動弁について操作盤により「開」「閉」操作を数回繰り返し、正常に作動することを確認する。
- ・運転状態において石鹼水を散布し、各部からの発泡（漏洩）がないことを確認する。
- ・必要に応じて弁の清掃を行う。
- ・外観点検により有害となる傷等がないことを確認する。
- ・プロセス系自動弁出入口部のダクト内部状況（腐食含む）確認を原子力機構指示のもと実施する。
- ・プロセス系自動弁電源供給部の絶縁抵抗測定を行う。

2) 方法等

- ・ 5.1 に示す各点検対象設備の詳細な点検項目、保守点検方法、処置・判断基準、交換部品（品名、寸法、材質、メーカー名、数量）については、取扱説明書を参照のこと。
- ・各機器は原則、原状復帰すること。
- ・各点検対象設備については、点検整備後に試運転を実施するとともに軸受温度、軸受振動、軸受音響、ケーシング内部音響測定を行い、設備が健全であることを確認すること。
- ・試運転時に異音、振動、温度上昇等の異常が発生した場合は原子力機構担当者と協議の上再度調整を行うこと。
- ・必要に応じて外表面塗装のタッチアップ及び保温板金の補修・更新を行うこと。

塗装色 送排風機 : 7.5GY8/1
 補助ファン : 2.5Y8.5/4
 自動弁、安全弁 : マンセル N9.0

※ 設置から年数が経過しているため、色見本で色合わせを実施し決定すること。

5.2.2 作業要領書の作成

要領書については、点検整備対象箇所の完成図書、設計図書類等から本作業に必要な点検整備（消耗品等の部品交換含む）、健全性確認、調整方法等の内容を盛り込んだものを作成する。（作業手順、判定基準等を明確にすること。）

5.2.3 報告書及び設備診断評価結果の作成

点検整備及び分解、組立調整、試運転等各々の作業において実施した測定データ、観測データを解析・評価し、見解及び今後の対策及び交換推奨部品等を含む報告書を作成すること。

5.2.4 技術情報の提供

点検を実施した機器について、機器の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）がある場合は、提供すること。

5.3 その他

本点検設備作業を実施するにあたり、以下に示す作業は原子力機構にて実施する。

- (1) MCC 盤、S-T 盤のブレーカ操作
- (2) 排風機等ブロアの起動・切替え操作及びプロセス系自動弁の操作
- (3) その他プロセス上の操作

6. 管理区域作業に係わる手続き・教育

1) 現地作業

受注者は現場責任者、分任責任者等において原子力機構が実施する教育を作業開始するまでに修了させなければならない。

現地にて作業を行う場合は、以下に記す書類（原子力機構指定様式）を提出すること。

- (1) 作業員名簿 (作業開始 3 週間前)
- (2) 安全衛生チェックリスト (作業開始 3 週間前)
- (3) 現場責任者、分任責任者等の原子力機構内教育修了証明書 (作業開始 3 週間前)
- (4) 作業等安全組織・責任者届 (作業開始 3 週間前)
- (5) 核燃料物質使用施設立入制限区域 臨時立入事前許可申請書 (作業開始 1 週間前)
- (6) 大型特殊物品等搬入・搬出許可申請書（電動工具等） (作業開始 1 週間前)
- (7) MOX 燃料技術開発部 臨時立入事前申請書 (作業開始 1 週間前)

2) 管理区域内作業手続き・教育

現地にて管理区域内作業を行う場合（作業従事者）は、全て事業主が行う教育（放射線安全等）を行い、原子力機構に届けること。事業主が教育を実施できない場合においては、教育代理機関により教育を実施すること。以下に記す書類（原子力機構指定様式）を提出する。

- (1) 放射線管理手帳の提出 (作業開始 2 週間前)
- (2) 原子力機構線量計測課個人線量管理システムの登録 (作業開始 2 週間前)
 - ① 放射線作業登録票
 - ② 放射線業務従事者登録票
- (3) 特別教育修了届の提出 (作業開始 2 週間前)
- (4) 教育・訓練記録（依頼）書の提出（施設別教育） (教育受講 2 週間前)
- (5) マスクマンテストの受検 (作業開始数日前)

また、受注者は作業開始前に作業について作業要領書を基に教育を行い、その記録を原子力機構に提出する。

7. 業務に必要な資格等

- ・電気工事士
- ・放射線業務従事者

8. 支給品

原子力機構の指定する箇所より以下に示す品目を供給可能な範囲で無償にて支給する。但し、その際は、事前に原子力機構が指示する手続きを行い、許可を得ること。尚、指定する箇所

降の仮設備等は受注者が準備するものとする。

- (1) 工事用電力
- (2) 工業用水
- (3) 圧縮空気
- (4) 各種機器取扱説明書
- (5) その他協議により決定したもの

記載なき事項、R I 用ゴム手袋については、原則として受注者側が用意すること。

9. 貸与品

原子力機構の指定する場所にて以下に示す品目を無償にて貸与する。但し、この貸与に際しては、事前に原子力機構が指示する手続きを行い、許可を得ること。

- (1) 管理区域内作業衣類等（作業衣、作業靴、綿手袋、線量計、半面マスク）
- (2) 施設・設備に関する完成図書、設計図書類
- (3) その他協議により決定したもの

記載なき事項については、原則として受注者側が用意すること。

10. 提出図書

10.1 提出図書

本件で提出する資料を提出図書一覧表に示す。なお、提出図書の作成にあたり留意することを以下に示す。

- (1) 用紙は原則として A-4 版、図面は A 系列とする。
- (2) 記号、略号及び用語等は全書類にわたって首尾一貫させるとともに日本国内で広く採用されている記号・表示（例えば JIS 等）に従い、プルトニウム廃棄物処理開発施設との整合性を図るものとする。
- (3) 提出図書においては内容、部数等が明記されていないものは別途協議するものとする。
- (4) 確認を要する図書については返却分「一部」を含むものとする。

表－1 提出図書一覧

No	提出図書	提出期限	部 数	原子力機構確認
1	主要工程表	契約後速やかに	2 部	要
2	実施体制表	契約後速やかに	2 部	要
3	品質保証計画書	契約後速やかに	2 部	要
4	委任又は下請負届	契約後速やかに	1 部	
5	作業要領書	作業開始 3 週間前	2 部	要
6	試運転要領書	作業開始 3 週間前	2 部	要
7	試運転成績書	作業終了後速やかに	2 部	
8	更新するバルブの図面、取扱説明書、検査成績書	更新作業開始までに	各 1 部	
9	作業日報	作業終了日（毎日）の翌日	2 部	
10	点検結果報告書	作業終了後速やかに	2 部	
11	作業要領書等教育報告書	作業開始前までに	2 部	
12	打合議事録	打合後 7 日以内	2 部	要
13	その他必要とする図書等	その都度	必要数	その都度

10.2 提出場所

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
MOX 燃料技術開発部 環境管理課

11. 検収条件

本仕様書の記載内容を満足するとともに 5. で実施する全ての作業を実施し、10.1 に示す提出図書類の完納をもって検収とする。

12. 適用法令、規格、基準等

1) 準拠法規、規格、基準

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 日本産業規格 (JIS)
- (3) 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
- (4) 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理基準
- (5) 核燃料サイクル工学研究所 共通安全作業基準
- (6) MOX 燃料技術開発部 基本動作マニュアル
- (7) その他の一般事項並びに原子力機構内部規定等

2) 関連法規等

- (1) 本仕様書を最優先とするが、省令等に定める各技術基準等に関する事項については、契約時における我が国の関係諸法規の最新版を優先するものとする。
- (2) 本仕様書に明示されていないものは、JIS、ASTM 及び ASME 等によるものとし、重要事項は事前に原子力機構に申し出ること。

13. 検査員

- (1) 一般検査 管材担当課長
- (2) 技術検査 環境管理課長

14. 受注者の資格

ISO9001 を取得又はそれと同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有すること。

15. 受注者の責任

- (1) 受注者は、本仕様書において原子力機構が要求する全ての事項、即ち作業に伴う物品の調達、作業、検査業務はもとより、これらに関連する全ての業務に対して全責任を負い、仕様書の要求に合致した完全なものを定められた期日までに原子力機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は本仕様書を検討し、疑義がある場合は直ちに原子力機構に申し出ること。
- (3) 受注者は、下請け業者（材料、器材等の購入、労務の提供先を含む）に対する責任を負うものとする。
- (4) 受注者が原子力機構に申し出る種々の確認事項及び検査結果等の報告事項については、原子力機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

16. 受注者の義務

- (1) 受注者は、作業者の安全を確保、安全関係法令の遵守、及び原子力機構規定等の遵守のために原子力機構が行う指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主となるため、率先して労

働災害の防止に努める。

- (3) 受注者は、原子力機構が指定する安全教育・訓練に参加するものとする。

17. 下請業者の管理

- (1) 受注者は、本件を実施する下請け業者のリストを原子力機構に提出し、確認を受けること。
- (2) 下請け業者の選択にあたっては、技術、経験及び信頼度において、本施設に関する作業を実施するにふさわしいものを選ぶこと。
- (3) 受注者は、原子力機構が確認した下請け業者及びメーカーを変更する場合は、原子力機構の確認を得ること。
- (4) 受注者は、全ての下請け業者に契約に基づく要求事項、作業手順を十分周知徹底させること。また、作業にあたっては下請け業者の作業内容を完全に把握し、作業の質、工程管理はもちろんのことあらゆる点において下請け業者を使用した故に生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- (5) 受注者は、下請け業者に開示する全ての書類に「原子力機構用」のものであることを明記し、管理に十分留意すること。

18. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

19. 確認事項

受注者は、以下に示す事項について事前に書面にて原子力機構の確認を得るものとする。

- (1) 本仕様書に確認を得るように記載した事項。
- (2) 本仕様書中に「原則として」と記載のある事項で、その原則を外れる場合。
- (3) 本仕様書に明記されていない場合で、重要と考えられる事項。

20. 安全管理

(1) 一般事項

- ① 受注者は、「労働基準法」「労働安全衛生法」等を完全に遵守するため、作業方法、設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分安全な作業計画を立てること。
- ② 受注者は、作業を行うにあたり、原子力機構の「核燃料サイクル工学研究所共通安全作業基準・要領」、「使用施設保安規定」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ③ 受注者は、作業を行うにあたって、火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すこと。特に、防火対策として、火気使用場所は囲い養生を行い、可燃物の除去、養生シートの適切な使用、火気使用後 60 分間の継続監視、再確認を行うこと。
- ④ 受注者は、労働安全衛生法で定める規則、基準を満足することはもとより、更に進ん

で設備、装備管理の各方面に渡り災害防止に努力すること。

(2) 安全上の責任

作業に伴う一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3) 責任者の選任

- ① 受注者は、作業に係る総括責任者、現場責任者、安全先任管理者、現場分任責任者を選任し、その氏名を記載した「作業等安全組織・責任者届」を作成し、原子力機構に提出すること。
- ② 受注者は、現場責任者を、原子力機構の現場責任者等教育を修了した者から選任すること。
- ③ 受注者は、作業の期間中は必ず現場責任者を常駐させること。なお、現場責任者は作業員を兼務しないこと。
- ④ 受注者は、作業において作業者を「作業者名簿」に記入の上、原子力機構に提出すること。なお、上記を提出する以前に作業は開始しないこと。また、作業者名簿には氏名、年齢、所属会社名、経験年数、必要資格等を記入して提出すること。

(4) 安全衛生設備及び装備

- ① 設備、標識、保護具、命綱等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足すること。
- ② 作業開始前に必ず安全設備及び道具、工具類の点検を十分に行うこと。

(5) 安全衛生管理

- ① 作業を行うにあたり「安全衛生チェックリスト」の作成、及び「核燃料サイクル工学研究所 安全衛生に係るリスクアセスメント実施要領」に基づいてリスクアセスメントを実施し、原子力機構へ提出し確認を得ること。
- ② 現場責任者は、作業現場の事前調査や周辺の状況調査を行い、作業手順・関係法規・規定基準類などを念入りに検討・確認し、使用機材、不測の事態が発生した場合の処置などを具体的に決定してから、作業に着手すること。
- ③ 現場責任者は、作業期間中は原子力機構担当者と綿密な連絡を行うと共に、作業者に對し、作業内容、作業手順及び役割分担を十分に確認、把握させること。
- ④ 現場責任者は、原子力機構担当者が安全確保のために行う指示に従うこと。
- ⑤ 現場責任者は、心身ともに健康で身体に外傷がない者を作業に就かせること。
- ⑥ 作業終了後実労働者数及び延べ労働時間数の報告を行うものとする。(現地作業が3ヶ月以上に及ぶ場合は3ヶ月毎)

21. 放射線管理

(1) 一般事項

- ① 受注者は、「原子炉等規制法」、「電離則」等を完全に遵守すること。
- ② 受注者は、施設内管理区域における作業に従事する場合、「使用施設保安規定」、「放射線管理基準」「MOX燃料技術開発部 基本動作マニュアル」、「放射線管理仕様書」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ③ プルトニウム取扱設備における作業であることを考慮し全ての作業項目において細心の注意を払うこと。

(2) 放射線従事者登録に必要な教育

受注者は、作業者を放射線業務従事者に指定する場合は、あらかじめ原子力機構の「放射線管理仕様書」に基づく施設別課程教育を実施すること。

(3) 重複指定の禁止

作業に従事する作業者は、本作業における放射線業務従事者指名期間中に、原子力機構内の他施設あるいは他原子力施設において放射線業務従事者の指定を受けることを禁止と

する。

(4) 作業者に対する確認事項

受注者は、作業に従事する全ての作業者に対して、以下の事項を確認すること。

- ① 受注者が実施する電離則第 52 条の 6 に基づく特別教育（使用施設）を受講すること。
- ② 電離則に定める放射線業務従事者指名を受けていること。
- ③ 被ばく歴が「放射線管理基準」に定められている実効線量限度及び等価線量限度を超えていないこと。更に、本契約における放射線作業開始に当たっては、当該四半期における個人被ばく歴が、実効線量（3.7mSv/3 ヶ月）、等価線量（37mSv/3 ヶ月）を超えていないこと。
- ④ 一般健康診断及び特殊（電離放射線）健康診断を受診し異常がなく、かつ健康診断の有効期間（6 ヶ月）内にあること。
- ⑤ 心身ともに健康で身体に外傷の無いこと。

(5) 汚染防止

受注者は作業を行うにあたって、作業エリア間での物品や工具の移動及び部屋の入退域に際しては汚染検査を十分に行い、汚染のないことを確認すること。

(6) 物品の移動及び管理

- ① 受注者は、管理区域内に必要以上の物品を持ち込まないこと。
- ② 受注者は、作業に使用する器材等を管理区域に搬入する場合、「工事業者器材等の管理区域搬入・搬出申請書」、「工事業者器材等の管理区域搬入・搬出申請書（器材リスト）」を原子力機構に提出すること。
- ③ 受注者が管理区域内にて物品等をエリア間移動する場合は、当該物品等に汚染がないことを原子力機構担当者が確認後、移動すること。
- ④ 受注者は、管理区域より物品等を搬出する場合は、上記②項の申請書に基づき原子力機構担当者に申し出、事前に放射線管理担当者による汚染検査、搬出許可を受け、当該物品の汚染がないことを確認した後、搬出すること。
- ⑤ 受注者は、管理区域内における資材、物品の整理、整頓に努めること。

22. 作業管理

受注者は、現場における安全管理活動を積極的かつ強力に推進し、不安全行為の撲滅に努めること。

(1) 現場責任者の作業指揮

現場責任者は、施設、設備、工程、作業方法、作業時間などについて、一般・放射線災害要因の発見・防止に努め、職場の規律・作業規律の維持及び動機づけに努め、安全衛生を組みこんだ指揮・監督を行うこと。

(2) 作業内容の把握

現場責任者は、TBM 及び KY 等により、作業内容や打ち合せ内容などを作業者に周知し、確実に履行させること。

(3) 作業前の安全確認

- ① 現場責任者は、当日の作業内容及び危険ポイントを的確に把握し、作業開始前に作業者に周知する（特に作業手順の遵守を確実に指示する）こと。
- ② 現場責任者は、作業開始前に、TBM、KY 及びスローガン唱和などを実施することにより、当日の作業内容の危険ポイントを一層周知すること。なお、KY 結果は、作業現場のホワイトボードに掲示すること。また、KY 実施記録を原子力機構に提出すること。

(4) 作業中における安全確認

現場責任者は、作業中における不安全行為などに十分注意することにより、作業者に不安全行為をさせないこと。

(5) 作業後の安全確認

- ① 現場責任者は当日の作業の進捗状況を確認し、作業完了後原子力機構担当者に報告すること。
- ② 現場責任者は作業終了後、作業計画書に基づく作業の実施状況、作業要領の不履行、不安全行為、その他安全に関する内容を話し合い、翌日の作業に活かすこと。また、ミーティングで出された安全の目標を作業日報等に反映させ、翌日の作業に活かすこと。

(6) 5S の実施

現場責任者は、作業者に対し 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を周知、徹底させること。

(7) 作業区域

作業を実施するに当たり、作業区域、資機材置き場等のエリアを明確にし、必要な標示等を掲示すること。

23. 異常時の措置

- (1) 受注者は、作業区域において作業者が被災する等の異常が生じた場合、直ちに応急処置を行うと共に通報連絡体制に従い通報すること。
- (2) 受注者は、作業区域において施設等の異常を発見した場合、直ちに原子力機構担当者に通報すると共に可能な限り応急処置を行うこと。
- (3) 異常等により中断した作業の再開にあたっては、作業要領書・作業計画書等の変更、不安全箇所の改善等の必要な手続き・措置を行い原子力機構と協議・調整して了解を得たあとにすること。
- (4) 作業を遂行するために原子力機構が受注者に作業要領書・作業計画書等をもって了承した作業といえども、作業者の安全の確保が困難と判断した場合は速やかに作業を中断し、作業者の安全確保に努めると共に原子力機構担当者に連絡すること。
- (5) 受注者は、上記(1)、(2)、(3)、(4) 項について作業者全員に周知、徹底させること。

24. 規律

受注者は、原子力機構内の規律を遵守するとともに、地元における風紀を乱さないこと。また、下請け業者に対しても責任をもって指導すること。

25. 保証

- (1) 本作業に関して、仕様書内に記載してある規格等に適合することを保証するための ISO9001 に基づき作成された品質保証計画書等を提出し、原子力機構の確認を得ること（認証を取得していない場合は、同等の品質システムを有することを証明する図書を提出すること）。
なお、品質保証計画書の中には、識別及びトレーサビリティに関する項目及び品質保証活動が適正に行われていることを保証する監査の条項を含めること。
- (2) 本仕様書で定める提出図書の保管期限については、原則として受注者で定める品質マニュアル等に基づくものとする。
- (3) 原子力機構は 31.に定める品質監査について実施する権利を有するものとする。
- (4) 作業中に故意または過失により建物、器物等を破損した場合は無償にてこれを修理すること。
- (5) 受注者は、本作業に係る調達品の維持または運用に必要な情報（保安に関するものに限定）については、適宜原子力機構に提供するものとし、また、本作業終了後においても同様である。

26. 確認

受注者は、下記に示す事項について事前に書面にて原子力機構の確認を得ること。

- (1) 本仕様書に確認を得るよう記述した事項
- (2) 本仕様書に「原則として」と記述のある事項でその原則を外れる場合
- (3) 本仕様書に明記されていない場合で重要と考えられる事項。たとえば受注者側で新しい材料または施工法を採用する場合等

27. 機密保持

受注者は、本作業の実施にあたって知り得た情報を本作業以外の目的で使用してはならない。また、第三者に当該情報を提供する際は、原子力機構の同意を得なければならない。

28. 協議事項

本契約を遂行するに当たって疑義が生じた場合は、原子力機構と協議を行う。協議の上、原子力機構と受注者が合意した内容については、その決定に従うものとする。

なお、上記決定事項については、打ち合わせ議事録に明記するものとする。

29. グリーン購入法の推進

- ① 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合はそれを採用することとする。
- ② 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するためその基準を満たしたものであること。

30. 情報管理

原子力機構から貸与または共用された情報、及び当該情報から得られた成果に関する情報については、添付 1「請負工事及び設計・製作等における情報管理要領」に従って管理すること。

31. 品質監査

本契約において、原子力機構は受注者（下請けメーカーも含む）に対し、品質監査を実施する権利を有する。

以下に監査の種類を示す。

- ・通常監査：契約に基づく提出図書に従った、工程管理、品質管理が行われていることを確認する。
- ・特別監査：品質システムの大幅な変更及び重大な不適合が発生した場合に行う。
- ・フォローアップ監査：是正措置結果について、書類等による確認が困難と判断した場合に行う。

32. 不適合の処置

受注者は、作業過程において発生又は発見された不適合については、調達先の定める不適合の報告・処置に関する要領に従い処置する。なお、A ランクもしくは B ランクの不適合が発生した場合、原子力機構と不適合の処置及び再発防止対策等方針等について協議を行い、協議・処置・再発防止対策等の記録を提出すること。また、処置方針等については原子力機構と協議の上決定し、その指示に従うものとする。

以 上